

貸与制奨学金の思想的源流：大日本育英会創設の議論から

著者	柴田 武男
雑誌名	聖学院大学論叢
巻	第29巻
号	第1号
ページ	47-60
発行年	2016-10
URL	http://doi.org/10.15052/00001691

〈原著論文〉

貸与制奨学金の思想的源流

——大日本育英会創設の議論から——

柴田武男

抄 録

戦時下日本で行われた国家的奨学金制度設立の議論でまず問われたのが、貸与制か給付制かであった。国家が必要とする人材の確保には給費が当然であるという意見もあったが、退けられた。給費は国家財政上ほとんど不可能だが、貸費によれば国庫の負担は少ない。したがって、多数の学生に必要額を貸費できるという財政上の理由が大きかったが、子どもの教育は、親の責任においてなさるべきであり、我が国独自の美風に立脚したとされる家族主義が思想的背景としてあった。

キーワード：貸与制奨学金，給付制奨学金，大日本育英会，家族主義，戦争遺児

1. はじめに……戦前の奨学金制度創設の契機

奨学金制度を創設するとき、最初に議論される二つの事項がある。一つは、少数のエリート学生を対象とする育英とするのか、教育の機会均等を念頭に出来るだけ多数の学生を対象とした奨学とするのかである。次に、返済義務のある貸与とするのか返済義務のない給付とするのかである。それによって、予算も対象人数も変わってくるから、制度そのものの性格を決定する要因である。この二つの要因は、多くの部分で重複している。育英とすれば、対象は少数となり給付制が取りやすくなる。また、奨学とすれば対象者は多くなり貸与制とせざるをえなくなる。奨学金額の多寡の問題が絡んでくるから必ずしも一義的に決定されるわけではないが、学業を遂行できる金額でないと奨学金の意味がないから、金額を下げて多数に給付するだけでは国家的奨学金制度とはなりえない。

日本における当初の教育理念は、太政官布告第二百十四號（明治五年八月二日）「學事獎勵二關スル被仰出書（學制序文）とされ、「必ス邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」⁽¹⁾というしばしば引用される有名な文言がある。学問の機会均等という戦後に通ずる教育理念は、明治初頭から唱えられてきている。しかし、ここでは「高上ノ學ニ至テハ其人ノ材能ニ任カスト雖トモ幼童ノ子弟ハ男女ノ別ナク小學ニ從事セシメサルモノハ其父兄ノ越度タルヘキ事」とあるように、

初等教育の必要性として唱えられている。しかし、後に高等教育の必要性が積極的に論じられてくる。

それを端的に示すのが「日本国民ノ大多数が貧富ノ如何ヲ問ハズ、齊シク高級ノ教育ヲ受ケ、其ノ天賦ノ良智良能ヲ發揮シ得ル教育制度ヲ確立スルコト」⁽²⁾ という帝国議会で永井柳太郎の演説である。「高級の教育」は「大東亜民族ヲ指導シ、肇国ノ大理想ヲ顕現シテ、大東亜共栄圏建設ノ大業ヲ担当スルニ足ル国民ヲ錬成センコト」⁽³⁾ という国家目的で正当化されている。しかし、当時の状況は「然ルニ我が国民教育ノ現状ヲ見ルニ、国民学校卒業生ニシテ、進ンデ中等以上ノ教育ヲ受クル者ハ、尚ホマダ極メテ少ク、毎年国民学校ヲ卒業スル児童数ハ、二百五十万ヲ下ラザルニ拘ラズ、其ノ内中学校、高等女学校、其ノ他中等程度ノ各種実業学校ニ入学シ、高級ノ教育ヲ受ケ得ル者ハ合計三十五万ニ過ギズ、僅カニ一割五分程度デアリマス、残余ノ八割五分ノ二百十余万人ハ、国民学校ノミデ終ルノデアリマス、更ニ中等学校ヨリ高等学校乃至専門学校ニ進ム者ハ三万八千余人ニ過ギマセヌガ、高等学校ヨリ大学ニ進ム者ニ至ツテハ僅カニ二万人未滿デアリマス」⁽⁴⁾ という大東亜共栄圏の建設を考えると到底十分とは言えない進学状況であった。「日本国民ノ大多数が貧富ノ如何ヲ問ハズ、齊シク高級ノ教育ヲ受ケ、其ノ天賦ノ良智良能ヲ發揮シ得ル教育制度ヲ確立スル」⁽⁵⁾ ことが切望されていた。そこで提案されたのが奨学金制度である。「優秀ナル資質ヲ有スルニ拘ラズ、学資ノ乏シキ故ヲ以テ、其ノ資質ヲ錬成スル機会」を与えられない者に「政府ハ斯クノ如キ者ニ対シテハ例ヘバ興亜育英金庫ト云フガ如キモノヲ創設シテ、国家ガ其ノ学資ヲ貸与シテ、教育ヲ継続セシムルノ途ヲ開ク」というものである⁽⁶⁾。

この興亜育英金庫案は貸与制である。貸与制奨学金を基本とする興亜育英金庫制度案こそがわが国家的奨学金制度の最初の具体的提案である。わが国では、国家的規模での奨学金制度において常に奨学金は貸与制であった。戦前の財団法人大日本育英会から戦後の日本育英会を経て現在の独立行政法人日本学生支援機構まで貸与型奨学金であり、給付型奨学金は存在しなかった。なぜ、わが国の奨学金制度は常に貸与制であったのか。まずは、財政規模からの選択である。金額が一定であれば、給付制より貸与制の方が多数の奨学生を対象とできるが、このことは決定的な理由とはならない。財政規模が一定であっても、ごく少数に育英資金として英才だけを対象に給付するという制度設計も十分にありえる。つまり、財政規模だけでは貸与制か給付制かは決定できない。多数を対象とできる貸与制なのか、それともごく一握りを対象とする給付型の選択は単に奨学金の財政的規模だけでは決定できない。すると、それを決定した要因は何か、それを明らかにするのが本稿の課題である。したがって、本稿の課題は貸与型奨学金を決定した思想を源流にまで遡り検討することになる。その源流としての対象は、1944年4月20日に成立した特殊法人大日本育英会ではない。思想的源流はさらに遡られねばならない。この思想的源流を求めて、次節では給付制か貸与制かを巡っての議論を検討する。

2. 給付制か貸与制か、議論の源流について

日本育英会 20 年史では、この問題を詳細に論じている。「貸費か給費かの問題については、もともと議員連盟が案を作るときにも、さかんな論議の対象となったところで、その結果、貸費制に落ち着いたということは前にものべたとおりで、文部省内においても当然両説があり、容易には結論に到達しなかった。」として、「貸費制」と「給費制」の一長一短を次のようにまとめている⁽⁷⁾。

○貸費制の長所

- 一、子どもの教育は、親の責任においてなされるべきであり。教育の国家管理はなすべきではない。貸費は、親の経済力不足を一時国が立てかえるものであり、わが国の家族制度に反しない。
- 二、給費は国家財政上ほとんど不可能だが、貸費によって独立採算制をとれば国庫の負担は少なく、したがって、多数の学生に必要な額を融資でき、かつ独自の発展運営ができる。
- 三、独立自営の気風を養える。
- 四、卒業後も義務制等に拘束されない。
- 五、被貸与者が途中で適格をかくに至ったばあいの処理も、給費のばあいよりも容易である。
- 六、将来、貸費を給費にするのはやすいが、給費を貸費にするのはむずかしい。
- 七、師範学校の給費すら、年額三〇〇円であり、現状ではそれ以上の給費は不可能。しかるに、貸費ならば必要額を融資できる。

○給費制の長所

- 一、国家が必要とする人材の確保には、給費が当然である。
 - 二、事務が簡単で、人件費その他の事務費の節約ができる。
 - 三、個人と国家が長く貸借関係でつながることがない。
 - 四、長年月にわたる返還によって生ずる精神的な負担がない。
- などであった。

貸与制が提案の中心としてあったが、給費制案がなかったわけではない。国家的奨学金創設の議論時点では、給費制も一つの選択肢として提起されている。昭和 17 年 10 月に作成されたと推定される「育英制度創設要項」は給費制となっている。ここでは、「一、創設趣旨 大東亜共栄圏建設ノタメニ（国民ノ能力ヲ最高度ニ結集シ国家総力ノ十全ナル發揚ヲ図ラザルベカラズ即チ国家ノ要望スル有為ナル人材ヲ育成鍊磨シ之等的人資源ノ確保ヲ期スルコト（刻下喫緊ノ要務ナリトス）カニ必要ニ基キ育英資金特別会計ヲ設置シ優秀ナル素質ト才能ヲ有シナガラ主トシテ経済上ノ理由ニ基キ進学ノ機会ニ恵マレザル多数ノ青少年ニ対シ学資ヲ給与シ進学ノ指導ヲ行ヒ以テ優秀ナル指導の人材ノ育成ニ努メ基本的国策ニ寄与セントス」と明確に「学資ヲ給与シ」となっている。資金源

としては、一般会計を中心として寄附金・報酬金等としている。給付額については「四、給費額（学校ノ程度種類及本人ノ勉強ニ必要ナル経費ノ実情ニ応ズル如ク差等ヲ設クルモノトス）」⁽⁸⁾としてある。

このように、戦時下において奨学金制度創立の議論は進められていたのだが、議論の中心は貸与制としても、当初から貸与制だけを前提に議論が始められたわけではない。給付型も有力な案としてあった。次節では、そのことを念頭に特殊法人大日本育英会の創立経緯を貸与制か給付制かの議論を中心に考察する。

3. 戦時下における奨学金制度創設の経緯

ここでは、『日本育英会20年記念誌』を中心にして特殊法人大日本育英会の創設までの経緯を貸与型奨学金制度確立の歴史として考察する。

① 第一期 「国民教育振興議員連盟の誕生」……端緒としての教員待遇改善運動

国家的奨学金制度創立に繋がる政治的動きとして、教員の待遇改善運動があった。教員の待遇改善は喫緊の課題でもあった。「昭和十二・十三年ごろの小学校教員の待遇の低さ、悪さは、軍需産業の好況と相まって、師範学校入学志願者を大量に工易の門に吸収していった。青森県を例にとれば、昭和十五年ころ、師範学校二部の入学志願者はわずかに二名という激減ぶりを示し、また教員で軍需工場へ転ずるもの数も年とともにふえるいっぽうの情勢であった。」⁽⁹⁾ 教員がいなくては教育制度は崩壊する。「危機に直面した小学校教育を崩壊から守るためには、まずもって小学校教員の待遇の改善が焦眉の急務」というのは当然のことであった。「教育問題に関心の深い同憂の士」が結成したのが国民教育振興議員連盟であり、これが奨学金制度創立の母体となっていく。

② 第二期 「興亜育英金庫制度創設案(1942年2月10日議会提出)」……奨学金制度の具体的提案

教員待遇改善に成功した議員連盟は、貸費制を基本として養老保険制度からなる奨学金制度を農民運動家としても著名であった三宅正一代議士⁽¹⁰⁾から提案を受けた。三宅は保険制度に精通していて、その提案内容は「精密な保険計算によるものを作ってくれたものであったから、大蔵省が我々の案を検討したとき正確で修正の余地がないのに驚いた」と後年評価されている⁽¹¹⁾。この金庫制度案は貸費制となっているが、その設立趣旨の冒頭には「教育の機会を能力ある国民の前に貧富に係らず均等ならしむべき必要は夙に唱導せられたる処なるも、未だその実現を見ざるは深く遺憾とする処なり。」とある。言葉を選べば、「教育の機会」「均等」となる。奨学金制度は、今まで抽象的・高邁な理念に留まり具体策が無かった段階にあって、保険制度を活用して貸与制として具体案を提起したことは奨学金制度創設への大きな一歩であった。

「資力乏シキ穎才者ニ対シ国家ノ施設ニ於テ教育ノ機会ヲ与フル為政府ハ適當ナル方法ヲ講セラレムコトヲ望ム」(『無資力優良児ニ対スル教育ノ機会均等ニ関スル建議』)などの建議は何度も提出され、いずれもが議会で可決されている。しかしこれらは、「いずれも要望、答申、上申等にとどまり、ついに国家をして実現に手を染めさせるにはいたらなかったのである。」という状況が続いた中で、具体的な計算例を提示しての提案は画期的なものであった。また、教育の機会均等という現代にも通ずる理念を織り込んだ素晴らしいものであったが、これが逆に金庫制度の実現を阻じた。三宅は早稲田大学在学中に社会主義思想に触れ、それに傾倒した⁽¹²⁾。したがって、彼の貸与制奨学金案は、給付制も排除せず、その案は社会主義的要素が濃厚であり、文部省案で大幅な修正を余儀なくされたのも時局柄当然であった。それでも資金面の裏付けを伴った具体策として提起した意義は大きかった。

③ 第三期 「第79回帝国議会(1941年12月26日-1942年3月25日)から第80回帝国議会第80回帝国議会(臨時会)1942年5月27日-1942年5月28日での議論」

三宅を中心として保険制度を活用して作成された精緻な金庫案であったが、強い反対論があった。「興亜育英金庫制度創設案要項批判」(推定、昭和十八年一月初旬)では、「(本案金庫ハ営利的色彩濃厚ニシテ被育英者トノ精神的連繫ニ於テ欠クルトコロアルハ免レザル)ものでかつ「本案ニ於ケル育英制度ハ貸資ト同時ニ生命保険ニ加入セシムルノ制度ヲ採用シアルモモノ点育英制度トシテ幾多ノ難点アル」というものである。戦時下において財政資金が欠乏していることから保険制度を活用し、貸費制として資金繰りに心血注いだのであるが、それを根本的に批判している。議員連盟は当初案に固執することなく、奨学金制度の実現に向けてさらに改良を加えた案を発表している。現在の学資保険に近い育英貯蓄・育英信託というアイデアも取り入れたものもあったが、「育英貯蓄・育英信託については、所管庁たる大蔵省の意向を照会したところ、同省ではさらに同種事業を取り扱う通信省に照会したが、これに対し、同省簡易保険局長はただちに拒否の申し入れを、文部省専門教育局長あてに送ってきている。」⁽¹³⁾という官庁の権限と管轄の問題があり、早期に撤回を余儀なくされた。

奨学金制度は文部省の管轄であるが、それには政府の予算措置が必要であり、大蔵省の意向が影響を持つ。大蔵省側の担当者が、戦後総理大臣も務めた大平正芳である。大平によると「この仕事は、植木氏と私が、大げさに言えば、心血を注いでやり遂げた仕事である。」⁽¹⁴⁾ということになる。植木は当時の主計局長で大平の上司であった。大平の予算査定は自ら述べているように厳しいものであり、育英思想に基づいて極めて人数を厳格化したものであり、給付制であった。しかし、大蔵省としても担当の大平案は対象人数が少な過ぎて修正を要するものであった。俊才を対象とする給付制を大幅に修正して、貸与制として対象人数も拡大して大蔵省案は成立した⁽¹⁵⁾。

文部省による『学制百年史』では、「このようにして万般の準備を終え、十八年十月十八日財団

法人大日本育英会を創立して事業を開始、次いで十九年四月十六日「大日本育英会法」が施行されるに及び、この法律による大日本育英会を創立し、財団法人の権利義務を継承して、新たに特殊法人として発足するに至ったのである。その後、二十八年にこれを日本育英会と名称を改めた。」⁽¹⁶⁾とし、ごく順調・妥当に金庫制度案をベースにして財団法人大日本育英会が設立されたかのような記述となっている。しかし、興亜育英金庫案を受けて文部省関係者が検討した結果は、前述した1943年（昭和十八年）二月初旬に発表された「興亜育英金庫制度創設案要項批判」であった。危機感を強めた国民教育振興議員連盟は、第81回帝国議会において猛烈に奨学金制度創設に向けて活動を強めていった。

④ 第四期 「財団法人大日本育英会の創設」1943年10月18日

興亜育英金庫案を持って国家的奨学金制度実現を意図していた国民教育振興議員連盟であったが、文部省から「興亜育英金庫制度創設案要項批判」を受けて危機感を強めていた。第81回帝国議会（1942年12月26日-1943年3月25日および続く第82回帝国議会（1943年6月16日-1943年6月18日）は国民教育振興議員連盟にとって巻き返しの好機であった。文部省は、興亜育英金庫案について「細部ニ関シテ（相当研究ヲ要スル点多々アリ、本案ヲ直チニ実施スルコト極メテ困難ニシテ本案ノ趣旨方法ヲ重要ナル参考トシ更改ヲ加ヘ別ニ立案スルノ要アジト認ム。」⁽¹⁷⁾という否定的な立場であったので「昭和十八年度予算には、育英制度に関しては、調査費一〇、〇〇〇円のほかに、なにひとつ計上されていなかった」⁽¹⁸⁾という状況であった。「育英制度制定の成否は、実にこの第八一回帝国議会の衆議院における議会活動のいかんにかかっていた」⁽¹⁹⁾という政治的状況にあった。

結論から言えば、国民教育振興議員連盟の巻き返しは成功し、奨学金制度は実現を見るが、年度中の予算はなかった。そこで取られたのが、大日本育英会を財団法人としてまず設立するという方策である。具体的には「一、国家的育英事業については、特別法によるもの。十八年度は間に合わないで、財団法人の組織によって開始する。二、育英事業費については、昭和十八年度は文部省第二予備金から支出し、その後については、大蔵省預金部から融資する。」⁽²⁰⁾という具合である。

この方針に基づいて、大日本育英会が財団法人として1943年10月18日に成立し、「十一月十五日には、創設費および事務費として、はじめて国庫補助三〇八、八〇五円の交付をうけ、ついで学費貸与資金として、十二月十七日、大蔵省預金部から最初の融資六八八、〇〇〇円を受領、事業はようやく本格的軌道にのったのである。」⁽²¹⁾最初の奨学生の採用合計数は大学326名、高等学校226名、大学予科52名、専門学校436名、女子専門学校7名、中等学校708名、女子中等学校18名の総計1773名であり、年度途中からとはいえ当初計画の3620名を大幅に下回っていた。「貸与する学資の金額は、学資の貸与を受けるものが、父兄その他の援助なしで修学できる金額を目標としたのであって、学資の全額を負担するという考えに立つものであった。」とされ、その金額は中

等学校年額 240 円，専門学校，高校および予科年額 600 円，大学年額 800 円を基準とするものであった。

当時の授業料平均年額はそれぞれ 55 円，80 円，120 円であったから，それを大幅を超えるのは，学生生活費として実験費を含んだ授業料，その他の学校納付金，教科書，服装費などに留まらず，経常費として居住費，食費，通学費，書籍・文具費，雑費その他を基礎に計算されていたからである。ただし，一律に奨学金が貸与されるのではなく「実際の貸与にあたっては，それぞれ数段階に区分され，本人の希望，家庭の事情等を考慮し，本会の判定によって適当額が決定された」となっていた⁽²²⁾。

⑤ 第五期 特殊法人大日本育英会への改組

財団法人と違って特殊法人に改組するには，特別立法が必要である。財団法人大日本育英会を特殊法人大日本育英会とするのは既定方針であったので，財団法人として成立直後から改組作業が始まっていた。1943 年 12 月 17 日には法案要綱の閣議決定があり，第 84 回帝国議会（1943 年 12 月 26 日-1944 年 3 月 24 日）での成立が目指された。衆議院では 1944 年 1 月 22 日に提案，同年同月 28 日には本会議可決，貴族院では 1944 年 1 月 29 日提案，同年 2 月 5 日本会議可決を経て大日本育英会法は成立し，2 月 16 日に公布されて施行日は 1943 年 4 月 16 日とした。これにより，4 月 18 日に財団法人大日本育英会は解散されて，4 月 20 日成立の特殊法人大日本育英会にすべての業務が引き継がれた。財団法人大日本育英会は僅か半年で発展的解消となり，国家的奨学金制度として，特殊法人組織で奨学金制度が始まったのは，戦時下敗色濃厚な 1944 年 4 月 20 日ということになる⁽²³⁾。

4. むすびにかえて……貸与制奨学金の思想的源流

財団法人大日本育英会創設に際して「戦時下，しかも戦局いよいよ不利なる時にあたって，このような民主的な事実が遂行されたということは，まさに驚歎すべきことであり，特筆大書に値することといわねばならない。」⁽²⁴⁾ という評価がある。戦時下に国家的奨学金制度が成立したという事実をどう評価するのかということである。文部省編の『学制百年史』にあるように，「昭和六年の満州事変以後，諸情勢の変化が教育に対しても改革を要請してきたが，十二年の日華事変の後，文教施策にも戦時下という考え方がみられるようになった。十六年十二月からの太平洋戦争以後は非常時教育の施策を実施する気運が高められ，十八年からは決戦体制下の教育にはいり，さらに戦場が本土近くにせまり，都市が爆撃にさらされるようになって，「戦時教育令」を公布し，学校の教育活動をほとんど停止するという措置をとった。十二年からの教育は国全体がとった戦時体制の一部にはいったのであって，すべてが戦時体制下の教育となっていた。」⁽²⁵⁾ として戦時下の教育体

制を理解するのが一般的ではないのか。「大東亜戦争ニ際シ学校教育ニ付時局ニ即応スル措置ヲ講ズルヲ以テ目的トス」という「国民学校令等戦時特例」は1944年2月16日に、「国家焦眉ノ要請ニシテ学徒勤労働員ノ真価此ニ發揮セラルルヲ銘記セサルヘカラス」という「決戦非常措置要綱ニ基ク学徒勤労働員ニ関スル件」は文部省訓令として1944年4月17日に、学徒勤労令は1944年8月23日である⁽²⁶⁾。

大日本育英会が創設されたのは、学徒が学業を放棄させられて軍需工場に動員されているその時期である。かたや学業奨励のために奨学金制度を整備して、その一方で学業を中断させて軍需工場に学徒動員させる、この一見矛盾した方策を単に「まさに驚歎すべきことであり、特筆大書に値する」という評価でまとめるのは可能なのであろうか。いくら献身的に教育に熱心な国会議員の働きかけとしても、それが通用する時局であったのか、「驚嘆」という一言で片付けられない。

国家的奨学金制度創設の動きが本格化したのは、教員の待遇問題であった。戦時下、軍需ブームから賃金の高い軍事工場に労働力が集まり、当時低賃金であった教職員も辞職して工場労働者になる者が相次いだ。その結果、「昭和十五年ころ、師範学校二部の入学志願者はわずかに二名」という惨状となり、教育制度が崩壊寸前となった。戦時下である。「聖戦」遂行が国家の至上命題であったが、それは大東亜共栄圏設立を最終目的とするものであったが、「聖戦」に勝利し共栄圏が成立したとしてもその中心は日本でなければならず、日本人がアジアに君臨して指導する事ではならぬ。その時に指導者がいないという危機的状況があった。「聖戦」に勝利して大東亜共栄圏が設立されても指導者がいないというのでは、何のための「聖戦」遂行なのかということになった。そこで、教育問題にもともと熱心な議員が中心となって国民教育振興議員連盟が誕生し、教員待遇改善運動が政治的に猛烈に行われた。当面の軍事費に巨額な国家予算が注がれる中で、待遇改善を勝ち取った。軍部独走の中での反発もあり、この待遇改善の処理から教育体制の改善一般を目指す運動として連盟は邁進していった。その中から力を付けた連盟が次の目的としたのが国家的奨学金制度であった。

これには軍部も協力せざるを得ない事情があった。それは、戦争遺児の問題である。戦争が長期化して戦死者が相次ぐことは、その子弟が窮乏して進学などがさらに困難になることを意味した。「聖戦遂行」のために命を失い、その結果、その子弟が学業を断念せざるを得ない状況で「安心して」戦地に向かえるものではない。また、政府要人ばかりではなく「名将山本五十六海軍元帥は長岡藩育英資金によって進学」したという事実は軍部の中の強硬な反対論を鈍らせた。国家的奨学金制度は、時局に迎合せざるを得ない当時の事情があったにせよ、七四回帝国議会提出の「大東亜教育体制確立ニ関スル建議案」に添付された「興亜育英金庫制度創設案要項」には、本文に先立ち要旨として「大東亜全域に指導者を送り出す為に 戦没勇士始め国家功労者の遺孤愛児を世に出すが為に民族の中に潜む良能を最高度に引き上げるが為に広く国民一般に進学を機会を拡充せよ」⁽²⁷⁾とある。大東亜共栄圏建設が目的であり、興亜育英金庫制度という奨学金制度はその目的の手段として

唱えられている。

大東亜共栄圏建設のための奨学金制度案としての見解に対して、「その趣旨には、東亜全域に送り出すべき膨大な人員の「指導者」を養成するという要請と、反面、国民の能力あり経済力伴わぬ者に教育の機会を均等に提供する、という要望との、二つの面があるか、議員連盟の真意は後者にあった。ただし、当時軍国主義の傾向ようやく濃厚で、これに逆らうことは、事実上不可能だったため、前者をいちおう効能書に採り入れざるを得なかった。」⁽²⁸⁾ という戦後になってからの証言がある。軍国的色彩一辺倒、あるいは大政翼賛会への反発などが国民教育振興議員連盟の中心的議員にあり、それが大日本育英会創建への志となったことは否定できないとしても、帝国議会、さらに熱狂的な国民的支持を受けたのは大東亜共栄圏建設という軍国主義的大義名分が「効能書」以上の力を発揮した。これは、財団法人大日本育英会創建が発表されるや、一般大衆からも多額の寄附金が寄せられたことから明かである。戦時下で国家的奨学金制度が設立できたことは一面驚きであるが、詳細に成立事情を考察するとむしろ戦時下であったからこそ国家的奨学金が制度化できたという側面が指摘できる。

もう一つ、貸与制の問題がある。戦前の奨学金制度創設の議論で、貸与制か給付制が争われたことは既に述べてきた。決して、当初から貸与制ありきでの議論ではなかった。しかし、結局は議論として貸与制が圧倒的であった。それは一つには限られた財政資金の問題が指摘できるが、それだけではない。

財団法人大日本育英会設立に関して、文部省による当時の解説文がある。

「本来わが國の育英制度は、我が國独自の家族制度の本義に則り、その美風に立脚すべきものであって、欧米諸國にみられるような自由主義、個人主義に基づく社会政策的な育英制度とはその根本の趣旨を異にしてをります。我が國では、親は子をその才能に應じて出来るだけ教育し大君に捧げまつる責務を有するものですが。この親の責務に對する協力の意味で、本育英制度が考へられたわけで、この制度の運営に當っては、特にこの點が留意されてをります。」⁽²⁹⁾ 子の教育は親の責任であり、この家族主義はわが國独自の美風であるとするものである。国家が教育費を給付すれば親の有り難みが薄れ、家族主義の美風を損なう虞れがあり、そもそも貸与としなければならないというものである。貸与制は財政的な問題だけでなく、家族主義の美風の下に選択された制度であった。

ここで戦前の奨学金制度の創立をまとめておく。1943年10月18日という戦局厳しい戦時下に財団法人大日本育英会が成立したのは、大東亜共栄圏建設という「効能書」があったからであり、その指導者育成と戦意高揚のために戦死者遺児の救済という二つの軍国主義的目的を帯びていたからである。また、奨学金が貸与制となったのは、財政資金の問題もあるが、それだけでなく親が子の教育の面倒を見るという家族主義の「美風」からのものであった。

戦時下に成立した国家的奨学金制度であったが、財政資金の欠乏により給付制とはならず、貸与制とならざるを得なかった。戦死者遺児の救済という戦意高揚の国家的目標もあったから、お金

がないから貸与制とは言いにくい事情があった。そこで、親が子の教育の面倒をみるという家族主義の「美風」を大義名分として持ち出して貸与制を正当化したのであるが、これは同時に、家族主義という「美風」を強化させ神話化した。神話化された家族主義というイデオロギーは一人歩きして、戦後70年経った現在まで風化することなく今日に至っている。その呪縛は戦後も奨学金は貸与制であるべし、学費は家族が面倒を見るべしとして残っている。親が子の面倒を見る、子が親に報いるという一見否定しにくい「美風」としての家族主義は、教育という制度の枠を超えて戦後の様々な社会制度にも影響しているのではないのか。この点については別稿での課題としたい。

注

(1) 太政官布告第二百十四號（明治五壬申年八月二日）「學事獎勵ニ關スル被仰出書（學制序文）の要旨は、下記の通り。

「學事獎勵に関する仰せ出だされ書

人々自ラ其身ヲ立テ其産ヲ治メ其業ヲ昌ニシテ以テ其生ヲ遂ル所以ノモノハ他ナシ身ヲ脩メ智ヲ開キ才藝ヲ長スルニヨルナリ而テ其身ヲ脩メ智ヲ開キ才藝ヲ長スルハ學ニアラサレハ能ハス是レ學校ノ設アル所以ニシテ日用常行言語書算ヲ初メ士官農商百工技藝及ヒ法律政治天文醫療等ニ至ル迄凡人ノ營ムトコロノ事學アラサルハナシ人能ク其才ノアル所ニ應シ勉勵シテ之ニ從事シ而シテ後初テ生ヲ治メ産ヲ興シ業ヲ昌ニスルヲ得ヘシサレハ學問ハ身ヲ立ルノ財本共云ヘキ者ニシテ人タルモノ誰カ學ハスシテ可ナランヤ……中略……邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人ナカラシメン事ヲ期ス人ノ父兄タル者宜シク此意ヲ體認シ其愛育ノ情ヲ厚クシ其子弟ヲシテ必ス學ニ從事セシメサルヘカラサルモノナリ……後略」<http://www.geocities.jp/sybrma/61gakujiyourei.html> (2016年7月9日確認)

(2) 「大東亜教育体制確立ニ関スル建議案理由書」引用文献 (1) 140 頁。

(3) 「大東亜教育体制確立ニ関スル建議案理由書」引用文献 (1) 140 頁。

(4) 「大東亜教育体制確立ニ関スル建議案理由書」引用文献 (1) 139-140 頁。

(5) 「大東亜教育体制確立ニ関スル建議案理由書」引用文献 (1) 140 頁。

(6) 「大東亜教育体制確立ニ関スル建議案理由書」引用文献 (1) 140 頁。

(7) 「Ⅱ. 官民協力による創設の準備」引用文献 (1) 12 頁。

(8) 「育英制度創設要項（文部省給費案 推定昭和17年十月）」引用文献 (1) 155 頁。

(9) 「2. 国民教育振興議員連盟の誕生と国家的育英制度創設の企画」引用文献 (1) 5 頁。

(10) 三宅正一については、直接師事した飯田洋氏による『農民運動家としての三宅正一』（新風舎、2006年4月）が詳しい。三宅は岐阜県明智町村長の次男として素封家に生まれたが「三宅が育英制度の確立に取り組んだ動機は、彼の長い農民運動のなかで。農民との接触から体験した「頭のいい少年が、貧しさから進学できず、苦学して警官や教員になっても、非常に低い待遇を受けているのを見て、たとえ家か貧しくても、教育が受けられる国家的な育英制度の必要を感じた」ことにあった。」(同書126頁)とされる。当時の政治状況は「三宅が議会でこの問題に取り組んだ昭和十五年は、日本は既に戦時体制に入り、近衛第二次内閣が成立して新体制運動が開始された時期であった。一国一党的新党運動のもとで「バスに乗り遅れるな」を合言葉にして、時流に孤立することを恐れた既成政党は、社会大衆党を始めとして相次いで解党し、労働組合も農民組合も解散した。その後、新党計画は後退し、当初考えられていた政治力の結集や政治指導の一元化、軍部への牽制などを意図した強力な岡民政治組織構想は、挙国一致的な翼賛機関へと変質し、大政翼賛会が発足、国家総動員体制が確立した。

拠ってたつ政党が消滅した中で、政策の実現を図るためには、志を同じくする議員を党派をこえて糾合する必要があった。三宅はそれまでに培った人脈を生かし、精力的に保守派の議員に対しても、

働きかけを行った。三宅は『陰ながら応援してくれた官僚の諸君が貴重な情報を提供してくれたおかげで、議員の説得がうまくいった』と革新的官僚の協力を評価している。」(同書 12-128 頁) というのが著者飯田洋のまとめである。

- (11) 当時、衆議院国民教育振興議員連盟議員であった森田重次郎氏談話による。(引用文献(1)172 頁)
- (12) 「第 1 章建設者同盟時代思想形成期—社会主義運動への開眼 三宅が社会主義運動に開眼するのは、彼が早稲田大学に入学し、北沢新次郎教授の指導の下に建設者同盟に参加した大正八年のことである。」(参考文献 (1) 24 頁)
- (13) 引用文献 (1) 15 頁。
- (14) 引用文献 (2) 48 頁。
- (15) 大平の「官僚回顧」は、ネット上で全文公開されていて、引用はそれに依った。大蔵省で奨学金制度を担当したのが大平であるから、その思い出話も奨学金制度成立史として参考になる。「最初私が考えたことは、国が育英事業に手を出すにしても、何も、既存の育英事業と競合する必要はない。既存の育英事業で以て、まだ救い出されきれない英才がありとせば、それをこそ国の手によって進学せしめることにすべきだ。それには、何を措いても、先ず、所謂、『英才』というものは、一体どういう程度の目安で選び出すかという問題に出くわすわけである。」大平の基準だと英才というのは千人に一人となる。当時、「一つの町村立の学校でも一年の児童数は、五十名乃至百名程度」というのであるから、大平の基準を当てはめると該当者はいなくなる。そこで、彼は自身の基準を大幅に緩めて「小学校六年の全児童の 1 割という員数を、国営育英事業の一応の基礎員数」として、「斯くして得た基礎員数に、貧困率と死亡率とを乗じて得た年々歳々の要助成員数から、既存の育英制度で救うことができる員数を控除して、育英事業の対象員数を算出した。」のであり、「私の基本的な問題は、一体この育英制度のやり方を。給費にするか、貸費にするかということであった。そこで、貸費にした場合の複利計算と貸費に要する事務費を計算して、その現価を求めると、同じ金額でどの程度の員数に給費ができるかを計算した。勿論、種々の想定に基づいた計算ではあったが、同一金額で貸費できる員数の約二分の一は同じ金額で給費を行うことができるという結論であったことを記憶している。そこで、私は、基礎員数を、前述のように甘くとったのであるから。これを制限するという意味も手伝って、給費制度を主張したものである。」ということになるのだが、その結果は予想より遙かに少ない数字となり、大蔵省内でも受け入れられなかった。植木主計局長から「できるだけ多くの人に、この恩恵が均霑されるように考えてもらいたい。」との指示があり、大平もそれを受け入れて「私は植木主計局長の意を体して、当初の私の提案を大幅に是正し、給費を貸費に改めて、国会に提出した。そして今日の大日本育英会は、昭和十八年度から発足したのであった。」ということになる。孤軍奮闘して大平一人で大日本育英会が設立されたかのような論述となっているが、大物政治家の思い出話として受け止めるべきであろう。厳しく予算査定する大蔵主計局にあっても、その根本に「凡ての英才を聖戦に参往させるため」という大義名分が必要だったのである。

<http://www.ohira.or.jp/cd/book/zai/index.html> (2016 年 7 月 9 日確認)

- (16) 引用文献 (2) 47-54 頁。これに関連する資料として文部科学省のホームページに編集者・監修者文部省『学制百年史』(学制百年史編集委員会、帝国地方行政学会、1981 年 9 月)として「幕末維新期の教育」から日本の教育史がまとめられている。奨学金制度については、「第四章 戦時下の教育(昭和十二年～昭和二十年)四 育英制度の充実」として述べられている。その中の「育英制度の発達」が本稿に関わり、当時の政治状況が理解できるので引用しておく。

「国家育英制度の創設

明治年代以来民間育英制度は漸次拡充され、その数は六四五団体を数えるに至ったが、その貸給費を受ける学生・生徒の数は、全国を通じてわずかに七、三五一人に過ぎなかった。また各人に対する貸給費の額も少額であり、かつ高等教育に偏して中等教育に薄く、また採用範囲も多くは設立者の縁故者に限定される等時世の要求に応ずるには足りない状態であった。しかも

国家の施設としては、当時陸海軍および教員養成そのほか特殊の教育機関が給費を行なっていた以外には全くなんらの施設もない状態であって、国家育英制度の問題は多年教育上の懸案であった。時たまたま満州事変・日華事変に際会し、当時の国内事情により、軍人遺家族、一般勤労者、企業整備による転廃業者の子弟等が経済上の理由によって進学困難を来すものがようやく増加してきたので、育英制度拡充の必要はさらに急務となってきた。

昭和十六年に至り、教育問題に特に関心を有する多数の国会議員が、義務教育に従事する教員の待遇改善と師範学校生徒の給費増額とを政府に要望してその実現に成功したのを機会として、国民教育振興議員連盟を結成するに及び、同連盟は国家育英制度の問題を採り上げ、自ら調査・企画に着手するに至った。このようにして十六年十二月第七十九回議院に建議案として提出・可決された「大東亜教育体制確立に関する建議」の第二項に、「国民教育普遍化に対する方策の樹立——興亜育英金庫制度創設」が政府に建議されたのである。この案の要旨は次のとおりである。

(一) 貸費人員は中等学校二〇万人（一人平均年額三〇〇円）『専門学校・高等学校（同六〇〇円）および大学（同八〇〇円）各一万人とする。

(二) 貸費生はすべて生命保険に加入させ、保険料はその学校卒業後兵役義務を終了するまで、育英金庫において代掛し、その後は本人に掛け続けさせ、原則として保険金をもって貸費金を弁済する。

(三) 貸費資金は保険会社から貸与させ、政府は育英金庫を通じて資金の利子を補助する。

そのうち議員連盟では建議の原案をさらに具体的にするため調査・研究を重ね、生命保険の専門家の参画を得て、十八年一月「興亜育英金庫制度創設案要項」を作成、発表した。その修正の要点は次のとおりである。

(一) 原案では最初保険会社が融資することになっているが、これを別個の融資に求め、返還に関しては保険計算による。

(二) 貸費として放出された資金を吸収し、通貨の膨張を防ぐ目的を兼ねて、育英貯蓄・育英信託を併設する。

(三) 国庫負担を能（あた）う限り軽減して独立採算制を期する。

一方政府においても右の修正案に基づき、さらに行政上の立場から検討して一応の成案を得た。議員連盟案との差異は、採用人員その他の数字を別にすれば、左の二点である。

(一) 貸費を原則とするが特別の場合には給費をも認める。

(二) 育英貯蓄、育英信託は行なわない。

このようにして議員連盟は十八年二月第八十一回議院の衆議院予算分科会において、1) 十八年度から即時実施すべきこと、2) 規模は議員連盟案のとおり雄大なものたることを要望し、文部当局は「国家的育英制度は可及的すみやかに実施するが、昭和十八年度は暫定措置として財団法人とし、法規的なものは十九年度から実施する。」旨言明した。政府は右の言明に基づいて、十八年度において、育英制度調査費予算を計上し、また基礎的統計資料の調査を行ない、これを基礎としてさしあたり十八年度事業の原案を作成した。またその所要予算額は第二予備金から支出されることに内定を見た。このようにして同年六月育英制度創設準備協議会が組織され、政府原案「育英制度創設要項」に基づき審議の上、同年十月同案が可決された。

このようにして万般の準備を終え、十八年十月十八日財団法人大日本育英会を創立して事業を開始、次いで十九年四月十六日「大日本育英会法」が施行されるに及び、この法律による大日本育英会を創立し、財団法人の権利義務を継承して、新たに特殊法人として発足するに至ったのである。その後、二十八年にこれを日本育英会と名称を改めた。]

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317694.htm (2016年7月10日確認)

(17) 引用文献 (1) 161頁。

- (18) 引用文献 (1) 15 頁。
- (19) 引用文献 (1) 15 頁。
- (20) 引用文献 (1) 20 頁。
- (21) 引用文献 (1) 40 頁。
- (22) 引用文献 (1) 36 頁。
- (23) 引用文献 (1) 49-50 頁。
- (24) 引用文献 (1) 31 頁。
- (25) 編集者・監修者文部省『学制百年史』
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317570.htm (2016 年 7 月 10 日
確認)
- (26) 『学制百年史 資料編』
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317930.htm (2016 年 7 月 10 日
確認)
- (27) 引用文献 (1) 149 頁。
- (28) 引用文献 (1) 7 頁。
- (29) 「大日本育英會の誕生」内閣情報局編『週報』(1944 年 2 月 2 日号, 20-25 頁)

引用文献

- (1) 日本育英会『日本育英會二十年記念誌』1964.03.27。
- (2) 大平正芳『財政つれづれ草』如水書房, 昭和 28 (1953) 年 10 月。

参考文献

飯田洋『農民運動家としての三宅正一』新風舎, 2006 年 4 月。

Ideological Headwaters of Loan System Scholarship: Discussion of the Establishment of the Japan Scholarship Foundation

Takeo SHIBATA

Abstract

The discussion of the national scholarship system established in wartime Japan was centered on the question of whether to make funds available to students as either a system of benefits or a system of loans. The idea that the nation should recruit future government employees through scholarships as a matter of course was rejected. A scholarship system funded by public finances was seen as almost impossible, but a loan system would enable the national treasury to bear the burden of sufficiently supporting a great number of students. In order to be able to finance the large number of loans required by students, financing a child's education was felt to be the responsibility of the parents. Furthermore, the belief that management of education should not be handled by the government, but should be left up to individual families, formed the ideological background of this discussion.

Key word: loan scholarship, benefit plans scholarship, old Japan Scholarship Foundation, familism, war orphans